

25 日 獣 発 第 32 号

平成 25 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 山根義久

(公印及び契印の押印は省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準の一部改正について**

このことについて、平成 25 年 4 月 30 日付け 25 消安第 641 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添①のとおり、平成 25 年 4 月 26 日厚生労働省健康局結核感染症課から別添②のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令」及び「鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令」が、平成 25 年 4 月 26 日付けで公布され、これに伴い「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正され、平成 25 年 5 月 6 日から適用されることを、各都道府県、政令市および特別区衛生主管部（局）長宛てに通知した旨、了知の上、併せて、人と動物の共通感染症をはじめとする感染症に関する専門知識、適切な診断が行われるための技能の向上を図られるよう依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



別添

25消安第641号
平成25年4月30日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定
に基づく届出の基準の一部改正について

標記について、別紙のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたの
でお知らせします。



健感発 0426 第 5 号

平成 25 年 4 月 26 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準の一部改正について

標記について、添付 (写) のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部 (局)
長あて通知したので、御了知の上、関係機関への周知に特段の御配慮をお願いします。

健感発 0426 第 5 号

平成 25 年 4 月 26 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項
の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）が本日公布されたところであるが、これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」（平成 17 年 6 月 20 日付け健感発第 0620002 号本職通知、平成 20 年 5 月 12 日一部改正）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知いただきたい。以上、関係機関に周知願いたい。

なお、本改正については、平成 25 年 5 月 6 日から適用する。

(別添)
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について
 新旧対照表

平成 25 年 4 月 26 日 付け 健感発 0426 第 5 号

新	旧
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第13条第1項の規定に基づく届出の基準について</p> <p>別紙「獣医師の届出基準」</p> <p>第1～第8 (略) 第9 鳥インフルエンザ (H5N1又はH7N9) 1 定義 A/H5N1型又はA/H7N9インフルエンザウイルスによる感染症である。 2 対象となる動物 鳥類に属する動物 3 動物における臨床的特徴 鳥インフルエンザ(H5N1)は、一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種々様々な症状が認められる。 鳥インフルエンザ(H7N9)は、これまでのところ、感染した鳥類に対して低病原性であり、ほとんど、あるいは全く臨床症状を引き起こすことはない。</p> <p>4 届出基準 (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合にかかを、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第13条第1項の規定に基づく届出の基準について</p> <p>別紙「獣医師の届出基準」</p> <p>第1～第8 (略) 第9 鳥インフルエンザ (H5N1) 1 定義 A/H5N1型インフルエンザウイルスによる感染症である。 2 対象となる動物 鳥類に属する動物 3 動物における臨床的特徴 一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種々様々な症状が認められる。</p> <p>4 届出基準 (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ(H5N1)の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合にかかを、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。</p>

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的特徴、鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)にかかっている疑いがある場合、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出 ウイルス分離による病原体の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液又は臓器

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的特徴若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体が鳥インフルエンザ(H5N1)にかかっている疑いがある場合、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出 ウイルス分離による病原体の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液又は臓器

別記様式

保健所コード

感染症発生届(動物)

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日(平成 年 月 日)

獣医師の氏名

印

診療に供する施設の名

上記施設の所在地・電話番号

電話()

(施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載)

- 1 動物(死体)の所有者の氏名
2 動物(死体)の所有者の住所
3 動物(死体)の所在地
4 動物が発生し、若しくは捕獲された場所又は飼育された場所

8 動物の症状及び経過
5 感染症の名称及び動物の種類
6 診断方法
7 獣医師が感染症の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)

1及び2の欄は、所有者の住所が不明な場合は、当該動物の所有者の住所を記載する。又は動物の所有者の住所を記載しない場合は、当該動物の所有者の住所を記載しないこととする。
5、6、7の欄は、動物の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)を記載することとする。
8、9、10の欄は、動物の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)を記載することとする。
9、11の欄は、報告年月日を入力することとする。
10、11の欄は、動物の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)を記載することとする。

別記様式

保健所コード

感染症発生届(動物)

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日(平成 年 月 日)

獣医師の氏名

印

診療に供する施設の名

上記施設の所在地・電話番号

電話()

(施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載)

- 1 動物(死体)の所有者の氏名
2 動物(死体)の所有者の住所
3 動物(死体)の所在地
4 動物が発生し、若しくは捕獲された場所又は飼育された場所

8 動物の症状及び経過
5 感染症の名称及び動物の種類
6 診断方法
7 獣医師が感染症の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)

1及び2の欄は、所有者の住所が不明な場合は、当該動物の所有者の住所を記載する。又は動物の所有者の住所を記載しない場合は、当該動物の所有者の住所を記載しないこととする。
5、6、7の欄は、動物の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)を記載することとする。
8、9、10の欄は、動物の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)を記載することとする。
9、11の欄は、報告年月日を入力することとする。
10、11の欄は、動物の発生を予感及び予見した理由(そのために必要と認める事項)を記載することとする。

獣医師の届出基準

(平成 17 年 6 月 20 日健感発第 0620002 号 別紙)

最終改定平成 25 年 4 月 26 日

第 1 エボラ出血熱

1 定義

エボラウイルスによる熱性疾患である。

2 対象となる動物

サル

3 動物における臨床的特徴

出血斑が胸部、上腕内側及び大腿部に認められる。一般に、血小板の減少及び肝機能の高度の障害（GOT、GPT及びLDHの上昇）が認められる。また、解剖時には広範な出血病変及び実質臓器の壊死が認められ、病理組織学的には肝の巣状壊死、好酸性細胞質内封入体及び網内系の壊死が認められる。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、サル又はその死体についてエボラ出血熱の病原体診断又は血清学的診断をした場合には、法第 13 条第 1 項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

なお、ウイルスの検出感度は、末梢白血球及び肝臓が高い。

検査方法	検査材料
電子顕微鏡でのウイルス粒子の検出による病原体の検出	血液若しくは唾液又は肝臓、脾臓その他の臓器
蛍光抗体法、免疫組織化学法又は抗原捕捉 ELISA 法による病原体の抗原の検出	
PCR 法による病原体の遺伝子の検出	
ELISA 法又はウェスタンブロット法による病原体に対する抗体の検出	血清

(2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況からサル又はその死体がエボラ出血熱にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断又は血清学的診断を待たず法第 13 条第 1 項の規定による届出を行わなければならない。

第 2 重症急性呼吸器症候群

1 定義

SARS コロナウイルスによる重症急性呼吸器症候群である。

2 対象となる動物

イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン

3 動物における臨床的特徴

SARSコロナウイルスを実験的に感染させたハクビシンでは、発熱、元気消沈、攻撃性の消失及び白血球数の減少が認められ、また、そのうち少数の個体では、下痢及び結膜炎が認められる。イタチアナグマ及びタヌキの臨床的特徴は明らかではない。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、イタチアナグマ、タヌキ若しくはハクビシン又はこれらの死体についてSARSコロナウイルスの病原体診断又は血清学的診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
ウイルス分離による病原体の検出	血液、糞便若しくは尿、鼻腔 洗浄液若しくは咽頭拭い液 等気道からの検体又は臓器
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
中和試験又はELISA法による病原体に対する抗体の検出	血清

(2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況からイタチアナグマ、タヌキ若しくはハクビシン又はこれらの死体がSARSコロナウイルスにかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断又は血清学的診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。

第3 ペスト

1 定義

ペスト菌による全身性疾患である。

2 対象となる動物

プレーリードッグ

3 動物における臨床的特徴

プレーリードッグがペスト菌に感染した場合の潜伏期間に関するデータは存在しないが、ジリスに対する感染実験の成績から2日から7日程度と考えられる。当該実験では、接種部位の所属リンパ節に腫脹を呈する個体が認められている。また、鼻出血が認められる場合がある。プレーリードッグは、ペストに対して極めて感受性が高く、致命率はほぼ100%である。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、プレーリードッグ又はその死体についてペストの病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
菌分離による病原体の検出	血液又は肝臓、脾臓、リンパ 節その他の臓器
PCR法による病原体の遺伝子の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況からプレーリードッグ又はその死体がペストにかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。

第4 マールブルグ病

1 定義

マールブルグウイルスによる熱性疾患である。

2 対象となる動物

サル

3 動物における臨床的特徴

特徴的な臨床症状は出現しない。解剖時には筋肉、胸膜下、心筋等における広範な出血病変が認められ、病理組織学的には肝の巣状壊死、好酸性細胞質内封入体及び網内系の壊死が認められる。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、サル又はその死体についてマールブルグ病の病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。なお、ウイルスの検出感度は、末梢白血球が高い。

検査方法	検査材料
電子顕微鏡でのウイルス粒子の検出による病原体の検出	血液又は肝臓その他の臓器
蛍光抗体法又は抗原捕捉ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況からサル又はその死体がマールブルグ病にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。

第5 細菌性赤痢

1 定義

赤痢菌による急性感染性大腸炎である。

2 対象となる動物

サル

3 動物における臨床的特徴

臨床症状は、人のそれに類似し、水様性、粘液性、粘血性又は膿粘血性の下痢及び元気食欲の消失を呈し、ときに嘔吐を呈する場合もある。発症した個体は、数日から2週間で死亡することが多い。病巣は大腸に限局しており、粘膜の肥厚、浮腫、充血、出血及びフィブリン様物質の付着又は糜爛が認められる。また、無症状で赤痢菌を保有するサルも存在する。

4 届出基準

- (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、サル又はその死体について細菌性赤痢の病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
菌分離による病原体の検出	糞便又は直腸スワブ

- (2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況からサル又はその死体が細菌性赤痢にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。

第6 ウエストナイル熱

1 定義

ウエストナイルウイルスによる熱性疾患である。

2 対象となる動物

鳥類に属する動物

3 動物における臨床的特徴

臨床症状は、一般的に無症状の場合が多いが、沈鬱、食欲不振、衰弱、体重減少等の特異的でない症状が見られる場合もある。鳥類に属する動物の中には、運動失調、振戦、転回、不全麻痺等の神経症状を呈するものもあり、カラス等のように感受性が高く、死亡する種類もある。臨床症状を呈する期間は、1日から24日の幅があるが、通常は1週間以内である。血液学的所見及び生化学的所見に特異的なものは認められない。

4 届出基準

- (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体についてウエストナイル熱の病原体診断又は血清学的診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
ウイルス分離による病原体の検出	総排泄腔拭い液若しくは口腔拭い液、血液又は脳、腎臓、心臓その他の臓器
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による病原体に対する抗体の検出	血清

- (2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体がウエストナイル熱にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断又は血清学的診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。

第7 エキノコックス症

1 定義

多包条虫及び単包条虫による慢性疾患である。

2 対象となる動物

犬

3 動物における臨床的特徴

感染した犬は、通常、症状を示さないが、まれに下痢を呈する。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、犬又はその死体についてエキノコックス症の病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるものを用いること。

なお、ELISA法による病原体の抗原の検出により病原体診断を行う場合においては、ELISA法により成虫由来抗原を検出した後、駆虫治療を行い、再度ELISA法により検査を実施した結果、抗原が検出されないときに限り届出を行うこと。

検査方法	検査材料
虫体又はその一部（片節）の確認による病原体の検出	糞便
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴若しくは疫学的状況から犬又はその死体がエキノコックス症にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。

第8 結核

1 定義

結核菌群(*Mycobacterium tuberculosis complex*、ただし *Mycobacterium bovis* BCGを除く)による感染症である。

2 対象となる動物

サル

3 動物における臨床的特徴

通常、サルは感染が進行した状態で発症し、食欲や元気の消沈、発咳、呼吸困難、下痢等の様々な臨床症状を示し、しばしば突然死を起こすことがあるが、症状を全く示さない場合もある。旧世界サルでは新世界サルや類人猿に比べて感受性が高い。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、サル又はその死体について結核の病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
------	------

菌分離による病原体の検出	咽頭・喉頭ぬぐい液、胃洗浄液、 気管洗浄液、糞便、病変部の組 織
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴又は疫学的状況からサル又はその死体が結核にかかっている疑いがあると考えられ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該サル又はその死体について結核に感染していると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合には、(1)にかかわらず、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
ツベルクリン反応試験	—
塗抹検査による病原体の検出	咽頭・喉頭ぬぐい液、胃洗浄液、 気管洗浄液、糞便、病変部の組 織
画像所見	胸部エックス線

第9 鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)

1 定義

A/H5N1型又はA/H7N9インフルエンザウイルスによる感染症である。

2 対象となる動物

鳥類に属する動物

3 動物における臨床的特徴

鳥インフルエンザ(H5N1)は、一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種類により無症状又は軽い呼吸器症状から全身症状まで、様々な症状が認められる。

鳥インフルエンザ(H7N9)は、これまでのところ、感染した鳥類に対して低病原性であり、ほとんど、あるいは全く臨床症状を引き起こすことはない。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血 液又は臓器
ウイルス分離による病原体の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的状況若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体が鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印

（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話（ _____ ）

（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所 <div style="text-align: right;">電話（ _____ ）</div>
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5	感染症の名称及び動物の種類	（該当する番号を囲むこと）	<ul style="list-style-type: none"> ① エボラ出血熱のサル（サルの種類） _____) ② マールブルグ病のサル（サルの種類） _____) ③ ペストのプレーリードッグ（プレーリードッグの種類） _____) ④ 重症急性呼吸器症候群の <small>（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）</small> イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと ⑤ 細菌性赤痢のサル（サルの種類） _____) ⑥ ウエストナイル熱の鳥類（鳥の種類） _____) ⑦ エキノコックス症の犬（犬の種類） _____) ⑧ 結核のサル（サルの種類） _____) ⑨ 鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の鳥類（鳥の種類） _____)
6	診断方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 病原体検査（検体 _____) （方法 _____) （型 _____) ② 血清学的検査（検体 _____) （方法 _____) （型 _____) ③ その他（ _____) <small>（該当するもの全てを記載すること）</small> 	
7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項			

8	動物の症状及び転帰
9	初診年月日 平成 年 月 日
10	診断（検案※）年月日 平成 年 月 日
11	死亡年月日（※） 平成 年 月 日
12	推定される感染時期・感染原因
<ul style="list-style-type: none"> ・推定される感染時期 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 年 月 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 <ul style="list-style-type: none"> ① _____) ② 注意義務をもっても特定できず ③ 実験感染 	
13	同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
<ul style="list-style-type: none"> ① あり（ _____) （群の感染の場合その規模； _____) ② ない 	
14	人と当該感染動物との接触の状況
<ul style="list-style-type: none"> ① あり（ _____) ② ない 	

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

5、6、12から14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄は年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検査した場合のみ記入すること。



別添

事務連絡
平成 25 年 4 月 26 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準の一部改正について

標記について、添付（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部（局長あて通知したので、御了知の上、貴会会員への周知方よろしくお取り計らい願います。

引き続き、貴会会員の獣医師におかれましては、動物由来感染症をはじめとする感染症に関する専門知識、適切な診断が行われるための技能の向上を図られますよう、今後とも特段の御配慮をよろしく願います。



写

健感発 0426 第 5 号
平成 25 年 4 月 26 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項
の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）が本日公布されたところであるが、これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」（平成 17 年 6 月 20 日付け健感発第 0620002 号本職通知、平成 20 年 5 月 12 日一部改正）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知いただきたい。以上、関係機関に周知願いたい。

なお、本改正については、平成 25 年 5 月 6 日から適用する。

以下 25消安第641号
と重複するため省略